木目方向で上端が欠損し、中央やや下寄りに「道師」と墨書する。墨書土器の中に「道」と書かれたものが四点確認されていることも注意をひく。天武一三年（六八四）制定の八色の姓の、第五位の姓に「道師」が存在し、またそれ以前にも土師、鍛師、薬師などとともに道師ということば自体はあったとみられる。共伴遺物にふいごの羽口や漆が付着した土器があることも注目される。その他、滋賀県斗西遺跡出土木簡（本誌第一三号）、長屋王家木簡（『平城宮発掘調査出土木簡概報』二七・二八）に「道師」の用例がある。

(3)は、上部右端を欠損し、下端には切断した跡が認められる。「乙酉年」は、出土した土器の年代観から六八五年とするのが妥当である。「四月一日」は「孟夏の旬」の日、「更衣」の日にあたり、「小口」（「をくち」で大口袴の対語だろうか）と「□（冠カ）」は、その日の儀式に参集する服装について表現したものとも考えられる。裏面にも文字らしきものが認められるが判読不能。

なお、解読にあたっては山尾幸久氏のご協力を得、本文の内容も山尾氏の解釈に依拠したものである。解釈の違いがあるとすれば筆者の責任である。

9　関係文献

栗東町教育委員会・㈶栗東町文化体育振興事業団『文字資料が語る〝律令期の湖南〟』栗東町出土文化財センター調査研究報告会（二〇〇〇年）

（近藤　広）

群馬・前六供（まえろっく）遺跡

1　所在地　群馬県新田郡新田町上田中字前六供

2　調査期間　一九九八年（平10）一二月

3　発掘機関　新田町教育委員会

4　調査担当者　小宮俊久

5　遺跡の種類　集落跡・墳墓

6　遺跡の年代　古墳時代～江戸時代

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

前六供遺跡は、石田川左岸の低台地上に立地している。今回の調査は、県道の拡幅に伴う狭長な範囲を対象とし、古墳時代前期の前方後方墳一基、古墳時代の竪穴式住居八棟、奈良時代から中世の掘立柱建物六棟、井戸八基などの遺構を検出した。

（深　谷）

木簡は調査地の北端部にある三号井戸から出土した。この井戸は直径二・四m深さ一・四mで、最下面には

木製の枠が残存していた。木簡は井戸の底面から上に一〇cmの地点で出土している。木簡の他には須恵器杯・高台杯、土師器杯・甕や木皿、鋤などが出土しており、このうち須恵器三点には「新」と墨書されている。出土した土器は平安時代の遺物と考えられるが、調査地内では三号井戸の他にはこの時代の遺構は検出されなかった。

8　木簡の釈文・内容

(1)　・「以三月十六日天福　十八□〔日カ〕天福
　　四月九日□□天福　□〔貞カ〕観九年四月十五日□　」
　・「　別當代□□　目代□□『天福』
　　検収権目代壬生『道□』」　430×59×9　011

「□観九年」は、出土した土器の年代観などから「貞観九年（八六七）」とみてほぼまちがいない。曲物の蓋板を転用し、両面に墨書する。側面の一部を欠損するが、木簡としてはほぼ完形を保つ。また、右側面下部には鋸歯状の刻みが一一カ所入れられている。内容は、日付と責仕者の自署とを記しており、約一カ月分の物品の出納に関わる帳簿と思われる。

なお、本木簡の釈文は平川南氏によるものである。

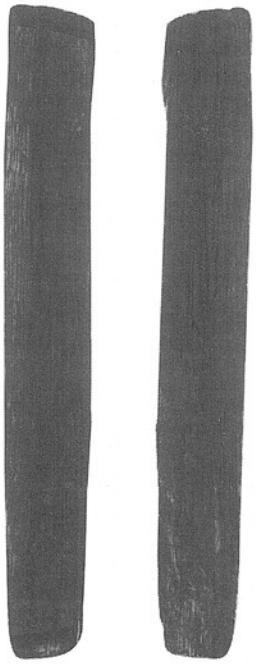

9　関係文献

新田町教育委員会『前六供遺跡・後谷遺跡・西田遺跡』（二〇〇〇年）

（小宮俊久）